

中心市街地の活性化に関する法律

(平成10年 6月 3日法律第 92号)
最終改正 平成18年 8月 22日法律第 54号

目次

第一章 総則（第一条 第七条）

第二章 基本方針（第八条）

第三章 基本計画の認定等（第九条 第十五条）

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置（第十六条 第三十九条）

第二節 認定特定民間中心市街地活性化事業に対する特別の措置（第四十条 第五十条）

第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置（第五十一条 第五十五条）

第五章 中心市街地活性化本部（第五十六条 第六十五条）

第六章 雑則（第六十六条 第七十三条）

附則

第一章 ~ 第三省（略）

第四章 中心市街地の活性化のための特別の措置

第一節 認定中心市街地における特別の措置

第十六条 ~ 第三十五条（略）

（大規模小売店舗立地法の特例）

第三十六条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条、次条及び第五十五条において「都道府県等」という。）は、認定中心市街地の区域（当該区域内に第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。）のうち、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域（以下「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」という。）を定めることができる。

2 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その内容を公告しなければならない。

3 前項の公告の日（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、次条第一項において準用する前項の公告の日）以後は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの）における大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第五条、第六条第一項から第四項まで、第七条から第十条まで、第十一条第三項、第十四条及び附則第五条の規定は、適用しない。

4 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとするときは、当該区域の存する認定市町村と協議しなければならない。

5 認定市町村は、認定基本計画を実施するため必要があると認めるときは、都道府県等に対し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を記載した書面をもって第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めるよう要請することができる。

6 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催その他の住民等（当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域内に居住する者、当該区域において事業活動を行う者、当該区域をその地区に含む商工会又は商工会議所その他の団体その他の当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について意見を有する者をいう。第八項及び第九項において同じ。）の意見を反映させ

るために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 都道府県等は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案を公告し、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 前項の公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案には、次項の規定により住民等が当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について都道府県等に意見を提出するに際し参考となるべき事項として経済産業省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。
- 9 第七項の規定による公告があったときは、住民等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案について、都道府県等に意見を提出することができる。
- ㉔ 第一種大規模小売店舗立地法特例区域において大規模小売店舗を設置する者は、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならない。
- ㉕ 前項の大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、当該大規模小売店舗を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う当該大規模小売店舗の維持及び運営に協力するよう努めなければならない。

第三十七条 前条第二項及び第四項から第九項までの規定は、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止について準用する。

- 2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止の際当該変更又は廃止により第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において現に大規模小売店舗を設置している者は、前項において準用する前条第二項の公告の日以後最初に大規模小売店舗立地法第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県等に届け出なければならない。この場合においては、同法附則第五条の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定による変更に係る事項の届出は、大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出とみなす。
- 4 第二項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出とみなす。ただし、同法第五条第三項及び第四項並びに第七条から第九条までの規定は、適用しない。

第三十八条 ~ 第三十九条 (略)

第二節 (略)

第三節 中心市街地の活性化のためのその他特別の措置(第五十一条 第五十五条)

第五十一条 ~ 第五十四条 (略)

(大規模小売店舗立地法の特例)

第五十五条 都道府県等は、中心市街地の区域(当該区域内に第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域として定められた区域がある場合においては、当該定められた区域を除く。)において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図ることが必要な区域(以下「第二種大規模小売店舗立地法特例区域」という。)を定めることができる。

- 2 第四項において準用する第三十六条第二項の公告の日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、第四項において準用する第三十七条第一項において準用する第三十六条第二項の公告の日)以後は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更があったときは、その変更後のもの)における大規模小売店

舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出（第三十七条第三項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる第三十七条第二項の規定による変更に係る事項の届出及び同法附則第五条第四項の規定により同法第六条第二項の規定による届出とみなされる同法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。第五項において同じ。）に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る大規模小売店舗立地法第五条第一項及び第六条第二項の規定による届出には、同法第五条第二項（同法第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 4 第三十六条第二項、第四項から第九項まで及び第三十七条第一項の規定は、第二種大規模小売店舗立地法特例区域について準用する。この場合において、第三十六条第四項中「認定市町村」とあるのは「市町村」と、同条第五項中「認定市町村は、認定基本計画を実施するため」とあるのは「市町村は、中心市街地において大規模小売店舗の迅速な立地を促進することにより中心市街地の活性化を図るため」と読み替えるものとする。
- 5 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更又は廃止があった場合においては、当該変更又は廃止により第二種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域に係る当該変更又は廃止前の大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出に係る大規模小売店舗の新設又は同法第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る同法第五条第一項各号に掲げる事項の変更については、当該変更又は廃止後においても、同法第五条第四項、第六条第四項、第八条及び第九条の規定は、適用しない。

第五章（略）

第六章 雑則（第六十六条 第七十三条）

第六十六条 ～ 第六十九条（略）

（罰則）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 二 第五十五条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第七十一条 ～ 第七十二条（略）

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 ～ 第五条（略）

附 則（平成一〇年一〇月一日法律第一一三号）抄 ～ 附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄（略）

附 則（平成十八年法律第五十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 ～ 第十五条 （略）

第十六条 （略）

2 新法第三十六条第一項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域又は新法第五十五条第一項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域に係る公告の日前にした当該公告に係る区域内の大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）に係る行為に対する大規模小売店舗立地法の罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 ～ 第二十四条 （略）

第二十四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

附則第四条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

別表第二十五号中「中心市街地における商業の活性化事業」を「削除」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新法第五十五条第一項の規定により都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。）が第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定め、その内容について新法第五十五条第四項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公告をした区域とみなす。

第二十六条 ～ 第二十七条 （略）

経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（抜粋）

（平成18年8月22日経済産業省令第83号）

（公告の方法）

第一条 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「法」という。）第三十六条第二項（法第三十七条第一項（法第五十五条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「都道府県等」という。）の公報により行うものとする。

第二条 法第三十六条第七項（法第三十七条第一項及び第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県等の公報その他の都道府県等が適切と認める方法により行うものとする。

（第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項）

第三条 法第三十六条第八項（法第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第一種大規模小売店舗立地法特例区域、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第一種大規模小売店舗立地法特例区域）における都市機能及び経済活動等の現況
- 二 第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由）
- 三 第一種大規模小売店舗立地法特例区域（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。）を定めるに当たって考慮した当該第一種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項
- 四 法第三十六条第二項の公告の予定年月日（第一種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第三十七条第一項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日）

五 その他参考となるべき事項

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域の案についての意見提出のための参考事項）

第四条 法第五十五条第四項において準用する法第三十六条第八項（法第五十五条第四項において準用する法第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更前及び変更後の第二種大規模小売店舗立地法特例区域、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止前の第二種大規模小売店舗立地法特例区域）における都市機能及び経済活動等の現況
- 二 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めようとする区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、当該変更し、又は廃止し

ようとする第二種大規模小売店舗立地法特例区域)を含む市町村の中心市街地の区域

三 第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めることにより中心市街地の活性化について期待される効果(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては当該変更しようとする理由及び当該変更することにより中心市街地の活性化について期待される効果、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を廃止しようとする場合にあっては当該廃止しようとする理由)

四 第二種大規模小売店舗立地法特例区域(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更しようとする場合にあっては、その変更後のもの。)を定めるに当たって考慮した当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域及びその周辺の地域の生活環境の保持に関する事項

五 法第五十五条第四項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日(第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更し、又は廃止しようとする場合にあっては、法第五十五条第四項において準用する第三十七条第一項において準用する法第三十六条第二項の公告の予定年月日)

六 その他参考となるべき事項

(第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域において大規模小売店舗を設置する者の届出)

第五条 法第三十七条第二項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

2 法第三十七条第三項の規定により大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出とみなされる法第三十七条第二項の規定による届出に係る変更を行う場合における大規模小売店舗立地法施行規則(平成十一年通商産業省令第六十二号)第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

(第二種大規模小売店舗立地法特例区域における大規模小売店舗の新設等の届出に係る添付書類)

第六条 法第五十五条第三項に規定する経済産業省令で定める事項は、大規模小売店舗立地法施行規則第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項とする。

第七条 ~ 第十条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十八年八月二十二日)から施行する。

第二条 (略)

(経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正)

第三条 経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年経済産業省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条の見出しを削り、同条中「法」を「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)」に改め、同条の条番号を削る。

第四条 (略)